2022 年度実施

大学機関別認証評価　評価報告書

長岡造形大学

2023 年 3 月

一般財団法人　大学教育質保証・評価センター

Ⅰ　長岡造形大学の概要

1　大学名、キャンパス所在地

長岡造形大学（設置者：公立大学法人長岡造形大学）

新潟県長岡市千秋 4 丁目 197 番地

2　学部等の構成　※2022 年 5 月 1 日現在

【学部】

造形学部　プロダクトデザイン学科、視覚デザイン学科、美術・工芸学科、建築・環境デザイン学科

【研究科】

造形研究科（修士課程、博士（後期）課程）　造形専攻

3　学生数及び教職員数　※2022 年 5 月 1 日現在

【学生数】　学部 1,055 名、研究科 40 名

【教職員数】　教員 50 名、職員 31 名

4　大学の理念・目的等

長岡造形大学は、「造形を通して真の人間的豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成する」ことを建学の理念に、人と社会の抱える問題の本質を発見し、モノに限らずコトの創出までを計画・実践するデザイン力を獲得することで、時代が求める新たな「価値」と「創造」を地域社会に還元できる人材の育成に取り組んでいる。

大学の目的について、長岡造形大学学則第 1 条に以下のように定めている。

> 長岡造形大学は、広く知識を授けるとともに、深く造形の理論と技能の教授研究を行い、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて、造形を通して真の人間的豊かさを探求し、これを社会に還元することのできる創造力を備えた人材を養成し、もって地域社会の生活及び文化の発展と産業の振興に貢献することを目的とする。

また、大学院の目的について、長岡造形大学大学院学則第 2 条に以下のように定めている。

> 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、新たな価値を創造するための卓越した能力を培い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

以上を踏まえ、地域社会とともに進化するデザインの大学として、地域の問題発見と課題解決を目的とする地域連携系授業や、地域協創センターの設置による共同研究、講師派遣等を行っている。また、社会人対象の造形講座「市民工房」、市民向け公開講座、小学生向け「こどものものづくり大学校」を提供しており、更に新たな価値創造を目的に長岡市内 4 大学 1 高専の大学間連携に加え、長岡市、産業界とともに協創する NaDeC BASE を拠点に、地域社会との連携・協働にかかわる様々な活動実績を重ねている。

Ⅱ　評価結果

1　認証評価結果

長岡造形大学は、大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が定める大学評価基準を満たしている。

2　総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及び関連資料の分析（書面評価）並びに実地調査によって行った。

長岡造形大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めている。長岡造形大学は本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、長岡造形大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

○「キャンパスまるごとデザインの教材」という考えのもと、学生の創造性を引き出すために工夫されたデザインの校地校舎や、実践的な教育研究活動を実施するための施設設備等を整備し、学生及び地域住民により積極的に活用されている。

○1998 年度から「学生生活実態調査」を継続的に実施して学生の生活水準や大学への要望の把握に努めており、調査に基づく改善を実施することで教育研究環境の向上につなげている。

○地域社会や企業等との協働を推進し、新たな価値を創出することを目的とした地域協創センターを設置し、企業や NPO、行政等と連携しての共同研究の実施や、選択必修科目「地域協創演習」の開講等、地域社会とのかかわりのなかでの実践的な教育研究活動を推進している。

【改善を要する点】

○「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」について、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「入学者選抜の基本方針」を明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

○大学院課程における入学定員の未充足について、定員充足に向けた継続的な対応が望まれる。

○卒業研究等の評価のあり方について、「卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」を測るという観点から、大学として組織的な検証を行うことが望まれる。

○学校教育法に基づく大学評価と地方独立行政法人法に基づく法人評価は、その目的が異なることを踏まえ、学則第 2 条及び大学院学則第 3 条で掲げる大学自らの点検・評価の在り方を明確化し、学校教育法が求める大学の内部質保証体制を社会に対して示していく観点から、学長、教授会、総務委員会等の組織間の連携体制を整理し明示することが望まれる。

○ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントに関して、大学としての組織体制及び方針を明確化し、研修等の取組みを体系的に充実させることが望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準１に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、長岡造形大学は関係法令に適合していることを確認した。その内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。

大学院課程における入学定員の未充足について、定員充足に向けた継続的な対応が望まれる。

ロ 教員組織に関すること

学士課程及び大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

主要と認める授業科目については、各学年・学科で開講している必修の実習・演習等としており、原則として専任の教授又は准教授が担当している。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対し、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、卒業研究等の評価について、ディプロマ・ポリシーの達成度を測るという観点から、大学として組織的な検証を行うことが望まれる。

大学院課程については、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 事務組織に関すること

事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー（以下「DP」という。））、教育課程の編成及び

実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー(以下「CP」という。))並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー(以下「AP」という。))を、学部・研究科ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めている。CP については、DP との一貫性の確保を図っている。ただし、AP について、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「入学者選抜の基本方針」を明示することが求められる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制を整備しており、教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。ただし、学校教育法に基づく大学評価と地方独立行政法人法に基づく法人評価は、その目的が異なることを踏まえ、学則第 2 条及び大学院学則第 3 条で掲げる大学自らの点検・評価の在り方を明確化し、学校教育法が求める大学の内部質保証体制を社会に対して示していく観点から、学長、教授会、総務委員会等の組織間の連携体制を整理し明示することが望まれる。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めており、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。ただし、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)、スタッフ・ディベロップメント(SD)に関して、大学としての組織体制及び方針を明確化し、研修等の取組みを体系的に充実させることが望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT 環境の整備)について、適切に対応を行っている。

内部質保証については、長岡造形大学自己点検・評価実施規程に基づき、総務委員会が自己点検・評価の具体的な実施を行っている。自己点検・評価の方針については、中期計画及び年度計画の「自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置」で定めている。総務委員会は総務委員会以外の委員会、教授会等に関係のある自己評価項目について自己評価を委嘱することができ、たとえば学内の教育に対しては教務委員会、地域貢献については地域協創センターが自己点検・評価を担っている。

■ 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。教育研究の水準の向上に向けた主な自己分析活動として大学から示された、5 つ以内の主な活動の分析から、明らかになった状況等を以下に示す。

・No.1「授業評価アンケートによる教育水準の維持、質の向上への取り組み【学習成果】」

授業に対する学生の満足度や意見等を調査し、教育水準の向上を図るため、半期ごとに授業評価アンケートを実施している。

アンケートは教務委員会が実施しており、シラバス通りに教育内容が提供されているか等の質問のほか、より広い視野で教育方法の見直しが図られるよう、学生から履修科目ごとに授業に対する満足度や意見を求めている。アンケート結果は教務委員会がとりまとめ、教務部長、学部長、研究科長、各学科長で半期ごとに検討会を実施し実態を把握した上で、課題等が明らかになれば授業運営を行う上での今後の検討材料として共有し、個々の授業の改善につなげている。2020 年度は学生の満足度が低下したが、これは新型コロナウイルス感染症対策のために遠隔授業が増加し、適切な資料の提示や機器操作等に問題が生じたことに起因すると分析し、大型モニタや移動型配信機材の導入によるオンラインを併用した授業等により問題を解決する等、アンケート結果を改善に活用している。

・No.2「学生生活実態調査に基づく学生生活環境改善の取り組み」

1998 年度から継続的に実施されている学生生活実態調査により、学生の生活水準や大学への要望等を把握し、学生生活環境の改善に繋げる取組みである。

調査の結果については、選択式の回答は集計表にまとめ、自由記述式の意見・要望は内容に応じて関連部署等がコメントを作成し、学生に対して公開している。さらに、学生生活について直接学生にヒアリングする場を設け、より率直かつ具体的な意見・要望を聴取している。集約した意見・要望については、実現性や効果等を分析・検討したうえで優先順位が設定され、優先度が高いと判断したものについては主に翌年度、改善を実施している。

直近の改善の事例としては、大学近辺から自転車・徒歩で通学する学生が多いとの分析から、大学近辺の不審者情報を学生同士で共有し注意喚起できるプラットフォームの開設、警察との連携による防犯や交通に関する講座の実施や、「食事・運動・睡眠」が不足している学生を想定した、健康への意識向上のための取組みの実施等があげられる。調査によって得られた情報は学生支援だけでなく入試広報等にも幅広く活用されている他、学生の意見・要望を改善に活かすことで教育研究環境の向上にもつなげている。

・No.3「新入生へのアンケート・ヒアリングを通した導入教育の改善や適切な学生募集の取り組み」

重要な課題である導入教育や入試広報の改善につなげるため、入試委員会を中心に新入生の学習状況等をアンケート・ヒアリング等により調査している。

アンケートは学生ポータルサイトを利用し、受験に関することや、デザインや美術についてのトレーニング状況など、さらには大学に興味をもったきっかけなどについても調査している。また、アンケート調査のみならず、座談会形式によるヒアリングも実施している。このような新入生を対象としたアンケートやヒアリングの結果を分析することで、導入教育の改善や学生募集の検証と改善に繋げることとしている。今後は、入試委員会を中心として全学的な視点からアンケートの分析をさらに進めるとともに、学内の各委員会との連携を強化するな

ど組織的な取組みのさらなる進展が期待される。

・No.4「卒業生進路決定状況分析とFDによるキャリア教育水準向上の取り組み」

学生の進路支援を目的に、キャリアデザインセンター会議を中心として推進されている取組みである。

教員が学生の就職活動に関する理解を深め、進路指導力を向上させることを目的として、就職FDを実施している。FDの企画内容については、キャリアデザインセンター会議において審議し、決定している。2016年以降、ほぼ毎回8割以上の専任教員が参加しているほか、近年では事務職員の参加人数も増加傾向にある。また、2017年度からは、前年度卒業生の進路決定状況を全教員で共有することで、キャリア教育のみならず専門教育との連携や進路指導の水準向上を図っている。FDの内容についてはキャリアデザインセンター会議で検討されているが、今後はキャリア教育及び就職FDの効果の検証等を実施して教育水準の向上を図るとともに、学内の他の組織との連携を強化する等、組織的な取組みのさらなる進展が期待される。

・No.5「研究活動の充実と競争的外部資金獲得推進のための取り組み」

先進的な研究の推進及び競争的外部資金獲得を促進するため、特別研究費を通じた支援を行う取組みである。

特別研究費を通じて、地域に即した研究であるかを重視しつつ、デザインの可能性を広げることを目的とした研究や実用性・実践性の高い研究、複数専門領域の教員等が共同で実施する学際的な研究等、先進的で質の高い研究について重点的に支援を行っている。申請対象となる研究は、特別研究費の目的に適合する研究で、当該研究を発展させる形で外部資金を活用した研究継続につなげることを目指すものとし、研究推進委員会が審査・決定を行っている。外部資金への申請をしやすくすることを目的に、申請から配分決定までの期間を短期化し、また多くの研究に配分を可能とすることを意図して、配分額を均等化し、申請額の上限を設ける等、外部資金獲得率向上のための取組みをすすめている。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。特色ある教育研究の主な取組みとして大学から示された、5 つ以内の取組みの分析から、明らかになった状況等を以下に示す。

・No.1「地域の様々な課題に取り組む実践的な教育」

「造形・表現」としてのデザインと「問題発見・解決プロセス」としてのデザインを体系的に学修するため、実際の地域課題を積極的に取り入れ地域の企業、高等教育機関、自治体、コミュニティ等と連携し、様々な課題に実践的に取り組む演習科目をカリキュラム内に設置している。造形学部は2年生以上の選択必修科目として「地域協創演習」を、大学院造形研究科では必修科目として「地域特別プロジェクト演習(修士課程)」、「特別プロジェクト研究演習(博士(後期)課程)」を開講している。

「地域協創演習」では、里山の竹の間伐材を利用して地域の街道沿いに竹筒を設置し、その中に火を灯して街を彩るイベントである「越後みしま竹あかり街道」を 2014 年度から継続的に実施しているほか、新潟県の県鳥であるトキと新潟をテーマにオリジナルタータン(織物柄)をデザインし、布を織り展示した「トキタータンプロジェクト」を 2019 年度に実施する等、地域と協働して課題に取り組むことで地域の活性化に寄与している。

・No.2「長岡芸術工事中の取り組みについて」

大学の立地する新潟県長岡市において、商店街等の地域社会の協力を得て、教員や学生、卒業生が展示や公開制作、パフォーマンス等のデザイン・アート活動を行う取組みである。

地域文化の向上と自由で豊かな街の空間を生み出すことを目的として、2015 年に「ヤングアートディスプレイ in 大手通」としてスタートした。開始当初は商店街の飲食店や銀行の一画に絵画や立体作品を並べるといった駅前中心の展示だったが、実施を重ねていく中で、学生や卒業生、ゲスト・アーティストや地元の芸術家等が連携した複数のプロジェクトが同時進行するスタイルに変化していった。本取組みにより「豊かな地域をつくろう」という意識が醸成され、それが学生たちの活動に受け継がれ、学生はデザインとアートの創造的な力を活動に注いでおり、アートの拠点が長岡の街中に形成されつつある。

・No.3「市民工房・こどものものづくり大学校」

地域住民を対象に、大学の専門施設を開放し、市民の生涯学習・文化活動を支援する取組みである。

市民工房では、ものづくりを通して市民と大学がつながり、大学をより身近に感じてもらう取組みとして 2010 年度から講座を開講している。講座には、ガラス・陶芸・漆芸・木工・染織の 5 講座があり、例年のべ 500 人が受講している。受講生の制作した作品については一堂に展示する機会を設け多くの市民に公開している。

こどものものづくり大学校は 2011 年度から開始され、「まなび」と「あそび」の観点からものづくりを通して豊かな感性と想像力を育むことを目的に開設している。小学 3～6 年生を対象として毎年 100～150 人程度が受講し、絵画や彫刻、ガラス等のさまざまなジャンルに取り組んでいる。本取組みは、2012 年度には「キッズデザイン賞」(特定非営利活動法人キッズデザイン協議会主催)を受賞している。2 つの取組みとも、大学の地域貢献の取組みとして、市民の生涯学習・文化活動を支援している。

・No.4「教育研究と地域貢献の視点で研究成果の還元と新たな価値を創出する「地域協創センター」」

地域協創センターは、大学の社会連携ポリシーに基づき、広い領域に関わるデザインの特性と教育研究力を活かして地域社会に新たな価値を創出するとともに、教育研究活動の成果を還元することによって地域に貢献することを目的に活動している。

地域協創センターでは地域からの様々な相談・依頼に対して、教員が研究として受託し課題解決に取り組んでおり、内容によっては学生をアシスタントとすることで、学生が普段学んでいることを社会で実践するアクティブラーニングの場にもなっている。また、2016 年度から 3 年間実施したデザインマネジメント研究会等、自治体職員や企業人を対象としたデザイン教育も実施し、ヒアリングを踏まえてニーズにマッチした講座・ワークショップを行っている。

さらに、2018 年には長岡市内の大学・高専と連携して産業振興、交流促進、人材育成を行う「NaDeC 構想」を長岡市に提案し、その構想の実現のため 4 大学 1 高専、長岡市、長岡商工会議所が連携して様々な事業に取り組んでいる。2023 年度には活動の拠点のひとつとなる再開発ビルが中心市街地にオープンする予定となっており、地域貢献活動のさらなる活性化が期待される。

・No.5「基礎的造形力の向上と専門研究の礎とする「基礎造形実習」」

造形力を育むために造形学部共通の初年次教育として「基礎造形実習」を設置し、あらゆる造形活動の基礎となる「観る」「描く」「創る」を、デッサンや色彩構成、立体構成等の実習により修得させている。前期では全学科、後期では各学科の特性に応じた基礎的造形力を身につけるとともに、2 年次以降の専門領域における研究に対して、造形力修得の下支えとなっている。

開学以来、造形の基礎力養成と造形学習における知識や作法の修得を目指す科目は学科ごとに開設されていたが、2009 年度から全学科における基礎造形力の素養を向上するため同一の授業運営となり、2014 年度からは、前期は全学科同一授業、後期は各学科の特性による基礎造形力の修得とする授業が開講されている。全学科での同一授業によって、他学科の学生や多くの専任教員と交流する機会を得られ、専門領域を超えた学生・教員とのコミュニケーションがとりやすい環境の形成につながっている。

なお、本基準の No.1、No.2、No.4 の取組みをもとに「地域と協働し、新たな「価値」と「創造」を地域社会に還元する教育の取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等関係者が参加して行ういわゆる参加型評価を実施した。

その結果、学生は、「地域協創演習」の受講や「長岡芸術工事中」への参加等の活動の中から実践的な学びを得ていることを確認した。また、取組みに関係する地域の方々からは学生の視点から新たな気づきを得られることを肯定的に評価する意見や、学生にはさらに積極的に取組みに関与して欲しい等の要望もあり、地域との協働を通した「価値」と「創造」の還元という大学の理念の達成に向けて取組みが進展していることを確認した。

Ⅲ　大学教育質保証･評価センターが実施した評価について

1　大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されています。今回長岡造形大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行ったものです。

2　評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成されます。

Ⅰ　受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、学部、学生数、教職員数等のほか、大学の目的や理念等、大学の基礎的な情報を整理して示しています。

Ⅱ　評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなります。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示しています。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示しています。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述しています。「基準 1　法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述しています。

Ⅲ　大学教育質保証･評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明しています。

3　総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」の指摘を行っています。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載しています。

4　長岡造形大学に対する評価のプロセス

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
9 月 29 日	実地調査（今年度はオンラインにより実施）
1 月	評価報告書（案）を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定･公表